

議案第 60 号

平成 24 年度瑞穂町一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 24 年度瑞穂町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書を付して議会の認定に付します。

平成 25 年 9 月 2 日

提出者 瑞穂町長 石 塚 幸右衛門

瑞穂町議会

議長 石川 修 様

瑞穂町長 石塚 幸右衛門

## 健全化判断比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成24年度決算における健全化判断比率を下記のとおり報告します。

記

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (14.11)	— (19.11)	0.3 (25.0)	— (350.0)

備考：1 括弧内は、瑞穂町における早期健全化基準 (%) です。

2 本表中、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率は、マイナスの数値のため、「—」表示となっています。

参考数値として上記3比率の数値は、以下のとおりです。

実質赤字比率：△ 7.31%

連結実質赤字比率：△ 8.87%

将来負担比率：△ 117.4%

## 平成24年度瑞穂町一般会計歳入歳出決算等審査意見書

地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により、平成24年度瑞穂町一般会計歳入歳出決算、基金運用状況を審査した結果、その意見は次のとおりである。

### 1 審査対象

平成24年度瑞穂町一般会計歳入歳出決算及び基金運用状況

### 2 審査期日

平成25年7月25日（木）・26日（金）・29日（月）

### 3 審査の手續

審査にあたっては、町長より提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、計数に過誤はないか、財政運営は健全か、予算執行は関係法令に従って効率的になされているか等に着眼し、それぞれの関係帳簿及び証書類との照合のほか、必要と認める審査の手續きにより審査を実施した。

### 4 審査の結果

審査に付された決算書類及び基金の運用状況を示す書類は、地方自治法、会計諸規則、法令等に準じて作成されており、決算計数も関係帳簿、証書類との照合をした結果、符合し、基金の運用状況とも正確で、内容も適正であることを確認した。

### 5 決算の概要と総括意見

決算の状況は、決算書で示すように、歳入総額132億108万6,804円、歳出総額127億5,149万6,876円で、歳入歳出差引残額4億4,958万9,928円となり、翌年度へ繰り越す財源となっている。

なお、本年度は繰越明許費繰越額が405万900円生じたため、実質繰り越す財源は4億4,553万9,028円となる。

また、平成24年度は、前年度と比較して、歳入で2.60%、金額にして3億5,295万5,419円の減となる。歳出では、2.91%、金額にして3億8,187万1,173円の減となる。

歳入の状況は、収入済額が132億108万6,804円で、前年度と比較すると2.60%の減であり、調定額135億3,847万574円に対する収入率は、97.51%である。

収入済額全体の48.71%を占める町税の収納率は95.07%で、前

年度の94.65%より0.42ポイントの増である。

町税の不納欠損額は2,000万9,171円で、前年度と比較すると27.71%の減である。今後も、滞納者に対しては、税負担の公平性の確保から適正な滞納処分を行うとともに、新規滞納者の発生防止に努められたい。

また、収入未済額は3億1,361万6,907円で、前年度と比較すると7.20%の減である。町税は、町の大きな財源であるため、今後も積極的な納税指導や口座振替の推進、コンビニエンスストアでの納付など納税環境をさらに強化し、収入未済の解消に向け、なお一層の努力を望む。

歳出の状況は、支出済額が127億5,149万6,876円で、前年度と比較すると2.91%の減である。本年度の予算現額に対する執行率は97.00%で、繰越明許費が総務費で405万1,000円生じたので、不用額は3億9,005万6,124円である。

決算額に占めるおもな科目の割合と事業内容は、民生費が全体の34.20%を占め、社会福祉費では心身障害者福祉手当、介護給付費・訓練等給付費、国民健康保険特別会計繰出金、介護保険特別会計繰出金、後期高齢者医療特別会計繰出金など、児童福祉費では保育園児童運営委託料、認証保育所運営費補助金、むさしの保育園指定管理者委託料、石畑保育園指定管理者委託料、児童育成手当等及び子ども手当がおもなものである。

次に総務費が17.37%を占め、総務管理費では、給料、職員手当、共済費等の人件費、各基金積立金、旧庁舎移転計画に伴う用地取得、中央・長岡地区学習等供用施設改修工事がおもなものである。

次に土木費が14.51%を占め、道路橋りょう費では道路維持補修等委託料、改修工事、舗装工事、交通安全施設設置工事がおもなもので、都市計画費では、殿ヶ谷土地地区画整理組合助成金、駅西土地地区画整理事業特別会計繰出金、下水道事業特別会計繰出金、公園管理委託料、駐車場用地取得がおもなものである。

次に、教育費が13.03%を占め、教育総務費では、羽村・瑞穂地区学校給食負担金、臨時雇賃金等、小学校費では、五小校庭芝生化工事、社会教育費では、新郷土資料館建設に係る設計委託料及びスカイホール改修工事がおもなものである。

以下、衛生費11.24%、消防費4.43%、公債費2.89%の順である。

以上が決算の概要であるが、平成24年度の決算は、財源の確保が厳しい財政状況の中、健全財政を維持し、事業の推進にあたっては、合理的かつ効率的な行財政運営が行われたものと認められる。

経費節減等を目的に指定管理者制度の導入が行われているところであるが、さらに民間に任せられる事務や事業を精査し、民間活力を活用することを望

む。

また、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における健全化判断比率の報告を7月18日に受けたため、29日の決算審査終了後、健全化判断比率とその算定基礎事項について審査した結果、各指標の算出基礎資料は適正に作成され、算出過程にも誤りがなく、全ての指標を分析した結果、健全な財政運営が行われたものと認められる。

今後も、社会経済情勢や行政需要の変化へ対応することが望まれる。また、公共施設管理運営は、計画的な観点による管理運営を求める。

引き続き町民の期待と信頼に応えられる健全な行財政運営の推進を望む。

平成25年8月15日

瑞穂町長 石塚 幸右衛門 様

瑞穂町監査委員 原 島 茂 樹

同 青 山 晋